

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023年11月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）①」です。

## 第20講 「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）①」

### （確定拠出年金法第3条 ほか）

「企業型年金の加入者掛金拠出」とは、いわゆるマッチング拠出のことです。

企業型年金は原則として事業主が掛金を拠出する制度ですが、所定の要件を満たした場合には、加入者も掛金を拠出することができます。

企業型年金の加入者掛金拠出に関する規定としては、確定拠出年金法第3条（規約の承認）、第4条（規約の承認基準等）、第20条（拠出限度額）などがあり、これらのほかに、確定拠出年金法施行令、法令解釈、確定拠出年金Q&A（厚生労働省）にも企業型年金加入者掛金拠出に関する記載があります。

まず、主な条文をみてみましょう。

#### 確定拠出年金法第3条（企業型年金規約の承認）

第1項～第2項 （略）条

第3項 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

第1号～第7号 （略）

第7号の2 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、当該掛金（以下「企業型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

#### 確定拠出年金法第4条（承認の基準等）

第1項 厚生労働大臣は、前条第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

第1号～第3号 （略）

第3号の2 前条第3項第7号の2に掲げる事項を定めた場合にあつては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

第4号以下 （略）

#### 確定拠出年金法第20条（拠出限度額）

第1項 各企業型年金加入者に係る一年間の事業主掛金の額（（略）企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。（略））の総額は、拠出限度額（略）を超えてはならない。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第3条の第3項は企業型年金規約の記載事項に関する規定です。このうち第7号の2に、企業型年金加入者掛金拠出の導入要件として、企業型年金加入者掛金（以下「加入者掛金」）に関する定めを記載しなければならないことが定められています。記載すべき事項は、加入者掛金の額の決定又は変更の方法、その他拠出に関する事項です。

なお、事業主掛金の場合は「額の算定方法」について記載するのに対し、加入者掛金の場合には「額の決定又は変更の方法」について記載することとあり、両者の間には記載事項に違いがあります。このことから、加入者掛金は事業主掛金とは異なり、給与の一定率で定めることは認められず、具体的な額を提示しなければなりません。

この点に関しては、法令解釈や確定拠出年金Q&A（以下「Q&A」）に詳細な記載があります。

法令解釈第1.3では、加入者掛金の額は、企業型年金加入者が複数の具体的な額の中から選択できるようにしなければならないことが定められています。従って、企業型年金加入者掛金拠出を導入する場合は、Q&A71-2にあるように、0円以外に、少なくとも2つの掛金額を設定する必要があります。ただし、簡易企業型年金の場合には、選択肢が一つでもよいことになっています。また、Q&A71-4にあるように、複数の掛金を設定しても、個人単位では後述する拠出限度額との関係で一つしか選択できない場合や一つも選択できない場合が想定されますが、これはやむを得ないものであり法令上の要件に反するものではないとされています。

また、確定拠出年金法第4条第1項第3号の2には、企業型年金規約を承認する際の基準として、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように決定又は変更の方法が定められていること、という基準が定められています。

実務上は、これに加えて、確定拠出年金法第20条により、加入者掛金の額と事業主掛金の額の合計額が拠出限度額を超えないことも、加入者掛金の額に関する重要な要件となります。

この他の加入者掛金の要件としては、加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的でないことが挙げられます（確定拠出年金法施行令第6条第4号イ）。従って、企業型年金加入者掛金拠出は全ての加入者を対象とし、掛金の額の選択肢は原則として全員同じである必要があります。ただし、法令解釈第1.3及びQ&A71-9により、一定の資格（職種、勤続期間、年齢）を設けて、加入者掛金の額の選択肢に差を設けることは認められます。

また、加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他の拠出に関する事項は、事業主によって不当に制約されるものでないことが要件となります（確定拠出年金法施行令第6条第4号二）。

この点について、法令解釈第1.3では、加入者掛金の拠出は、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないと記載されています。したがって、加入者掛金の拠出の開始、額の変更、停止は、原則として企業型年金加入者の指図により決定されます（加入者掛金の変更等については、第21講で詳しくみてみます）。

なお、加入者掛金拠出を行っている企業型年金加入者は、個人型年金に同時加入することはできません。この制約は個人単位で判定するものであり、企業型年金規約に加入者掛金拠出ができる旨の定めがある場合でも、加入者掛金拠出を行っていない企業型年金加入者は個人型年金に加入することができます（ただし、掛金が各月の拠出限度額の範囲内で毎月拠出である必要があります。第1講参照）。

以上のように、加入者掛金拠出の導入に際しては、企業型年金規約にその旨の定めを記載すること、加入者によって不当な差異を設けないこと、掛金を拠出するか否かは企業型年金加入者が決定すること、などがポイントとしてあげられます。次回「企業型年金の加入者掛金拠出（マッチング拠出）②」では、掛金の拠出方法や変更についてみてみます。

※記載内容は2023年11月1日現在の法令に基づくものです。

2022年10月1日に、個人型年金に同時加入できない企業型年金加入者が、「企業型年金規約で企業型年金加入者掛金拠出が定められている企業型年金加入者」から、「企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者」に変更されました。これにより、加入者掛金拠出が導入されている企業型年金加入者であっても、加入者掛金拠出を行っていないことなどの要件を満たせば、個人型年金に加入できるようになりました。